

**改正**

昭和46年8月24日条例第80号

昭和52年10月1日条例第31号

昭和57年3月23日条例第7号

昭和59年3月19日条例第4号

平成10年3月24日条例第3号

平成12年3月27日条例第11号

平成13年3月28日条例第7号

平成21年6月23日条例第21号

平成24年3月19日条例第23号

平成24年12月19日条例第38号

富津市防災会議条例

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき富津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務の組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員27人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命するもの
  - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命するもの
  - (3) 千葉県の知事の事務部局内の職員のうちから市長が任命するもの
  - (4) 千葉県警察に勤務する警察官のうちから市長が任命するもの
  - (5) 市長がその職員のうちから指名するもの
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関又は法第2条第6号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命するもの
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項第1号から第7号までに掲げる委員の任期はその者の在職期間とし、同項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
- (議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和46年条例第80号抄)

- 1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和52年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和57年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和59年条例第4号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月19日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年12月19日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。